

吸収分割に関する会社法上の事前開示書類

2020 年 2 月 20 日

株式会社ササクラ

2020 年 2 月 20 日

各位

株式会社サクラ
代表取締役社長 笹倉 敏彦

吸収分割に関する事前開示書類

当社は、2020 年 2 月 13 日付けで、株式会社サクラ・エーイー（以下「SAE」といいます。）との間で、当社を分割会社、SAE を承継会社とする吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました（以下、本件吸収分割契約に基づく会社分割を「本件吸収分割」といいます。）。当社は、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 記載のとおりです。

2. 分割対価に対する相当性に関する事項

SAE は、当社の完全子会社であることから、本件吸収分割に際して、当社の承継対象権利義務に代わる対価を交付しません。

3. 新株予約権の承継の相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 承継会社の計算書類等に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 記載のとおりです。

（2）最終事業年度（2018 年 10 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 分割会社において、最終事業年度（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 吸収分割会社について

本件吸収分割効力発生後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上より、本件吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社について

本件吸収分割効力発生後の SAE の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の SAE の収益及びキャッシュ・フローの状況について、SAE の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上より、本件吸収分割後における SAE の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

株式会社ササクラ（以下「甲」という）と株式会社ササクラ・エーイー（以下「乙」という）は、甲が事業に関して有する権利義務を乙に承継させる目的で吸収分割を行うことに合意し（以下「本件分割」という）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は消音冷熱装置事業のうち、騒音防止に関する事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下の通りである。

甲（分割会社）：株式会社ササクラ

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号

乙（承継会社）：株式会社ササクラ・エーイー

大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号

第3条（会社分割の方法）

甲は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の方法により、乙は、会社法第796条第1項に定める略式分割の方法により、株主総会による分割契約書の承認を得ないで行う。

第4条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由があれば、甲乙協議の上変更可能とする。

第5条（善管注意義務、財産管理）

甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産管理・運営を行う。財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を行う場合、あらかじめ乙による書面による同意を得るものとする。

第6条（競業避止義務）

甲は本件分割の効力発生後、本件事業に関する競業避止義務を負わない。

第7条（権利義務の承継）

乙が甲より承継する資産、負債、その他の権利義務は別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

資産及び負債の評価は、2019年3月31日現在の貸借対照表その他の計算書類を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加えて確定する。

第8条（従業員の処遇）

従業員の処遇については、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

第9条（分割前に就任した乙の役員の任期）

本件分割前に就任した乙の取締役及び監査役の任期は、本件分割が行われない場合の任期と同様とする。

第10条（分割交付金）

甲及び乙は、本件分割に際し、分割交付金を支払わない。

第11条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日前日までにおいて、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態や経営状態に重大な変更が生じたときには、甲乙協議の上、合意によって本契約条件を変更し、または本契約を解除できるものとする。

第12条（本契約の効力）

本契約は、関係省庁における承認を得られない場合、効力を失う。

第13条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約にもとづいて互いに知り得た情報を厳重に管理し、第三者へ漏えいしない。

第14条（協議事項）

本契約書に定めのない事項については、甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

本契約成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が保管する。

2020年2月13日

甲

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号
株式会社ササクラ
代表取締役社長 笹倉 敏彦



乙

大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ・エーイー
代表取締役社長 吉居 泰敏



別紙

承継対象権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。以下において承継されない旨が明示されたもの及び承継対象として明示されていないものについては、乙は甲から承継しないものとする。

1. 資産

売掛金、仕掛品、有形固定資産、流動資産のその他について承継する。

2. 負債

買掛金について承継する。

3. 契約上の地位等

甲が本事業に関して有する全ての契約に係る契約上の地位及びこれに関する権利義務を承継する。

4. 雇用契約等

本件事業に従事する従業員（契約社員を含む）に関する雇用契約及びこれらに付随する権利義務は一切承継しない。

5. 知的財産等

本件事業に関する知的財産権等は、一切承継しない。

以上

別紙 2

承継会社（株式会社ササクラ・エーイー） 計算書類等

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 1 期

自 2018年10月 1日

至 2019年 3月31日

株式会社ササクラ・エーイー

貸 借 対 照 表

2019年 3月 31日 現在

(単位：円)

株式会社サクラ・エーイー

資 産 の 部

【 流 動 資 産 】

普 通 預 金	43,934,904
売 掛 金	59,635,887
前 払 費 用	375,000
仮 払 金	6,462

流 動 資 産 合 計

103,952,253

【 固 定 資 産 】

【 有 形 固 定 資 産 】

工 具 器 具 備 品	198,252
減 価 償 却 累 計 額	△ 66,084

有 形 固 定 資 産 合 計

132,168

【 投 資 そ の 他 資 産 】

差 入 保 証 金	1,180,000
繰 延 税 金 資 産	2,793,358

投 資 そ の 他 資 産 合 計

3,973,358

固 定 資 産 合 計

4,105,526

資 産 合 計

108,057,779

負 債 の 部

【 流 動 負 債 】

買 掛 金	816,480
未 払 金	528,662
未 払 費 用	943,279
預 り 金	328,398
未 払 法 人 税 等	29,492,500
未 払 消 費 税 等	7,289,999
賞 与 引 当 金	5,000,000

流 動 負 債 合 計

44,399,318

【 固 定 負 債 】

退 職 給 付 引 当 金	2,131,024
---------------	-----------

固 定 負 債 合 計	2,131,024
負 債 合 計	46,530,342

純 資 産 の 部

【 株 主 資 本 】	
【 資 本 金 】	20,000,000
【 利 益 剰 余 金 】	
【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	
繰 越 利 益 剰 余 金	41,527,437
そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	41,527,437
利 益 剰 余 金 合 計	41,527,437
株 主 資 本 合 計	61,527,437
純 資 産 合 計	61,527,437
負 債 ・ 純 資 産 合 計	108,057,779

損 益 計 算 書

自 2018年 10月 1日
至 2019年 3月 31日

(単位：円)

株式会社サクラ・エーイー

【 売 上 高 】 102,883,937

【 売 上 原 価 】		
当期製品製造原価	19,394,743	
合 計	19,394,743	19,394,743
売上総利益		83,489,194

【販売費及び一般管理費】		
従業員給与手当	3,612,614	
従業員残業手当	448,834	
従業員賞与金	400,000	
賞与引当金繰入	1,600,000	
定期代	365,953	
法定福利費	885,662	
福利厚生費	47,151	
旅費交通費	2,897,821	
通信費	118,453	
交際接待費	13,010	
会議費	164,126	
水道光熱費	56,619	
租税公課	31,050	
新聞図書費	700	
送金手数料	18,917	
支払手数料	497,407	
諸会費	32,720	
地代家賃	650,302	
賃借料	68,900	
保険料	29,470	
修繕料	15,195	
事務用品費	334,669	
減価償却費	66,084	
雑費	23,700	
営業利益		12,379,357
【営業外費用】		71,109,837
支払手数料	391,481	
創立費償却	299,279	

開	業	費	償	却	2,192,498	2,883,258		
經	常	利	益			68,226,579		
稅	引	前	當	期	純	利	益	68,226,579
法	人	稅	等					29,492,500
法	人	稅	等	調	整	額	△	2,793,358
當	期	純	利	益				41,527,437

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2018年 10月 1日
至 2019年 3月 31日

(単位：円)

株式会社ササクラ・エーイー

【 株 主 資 本 】			
【 資 本 金 】	当期首残高		0
	当期変動額	入金 資本金 (株)ササクラ 2,000株	20,000,000
	当期末残高		20,000,000
【 利 益 剰 余 金 】			
【その他利益剰余金】			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益	41,527,437
	当期末残高		41,527,437
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		41,527,437
	当期末残高		41,527,437
株 主 資 本 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		61,527,437
	当期末残高		61,527,437
純 資 産 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		61,527,437
	当期末残高		61,527,437

個 別 注 記 表

重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。また、取得価格 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、3 年間で均等償却をしております。

2. 重要な引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務による支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務および数理計算上の差異については発生事業年度で一括償却しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表等に関する注記

1. 関係会社に対する短期金銭債権	59,635,887 円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	66,084 円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高	102,883,936 円
2. 営業取引以外の取引高	180,000 円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式総数	
普通株式	2,000 株
2. 剰余金の配当に関する事項	
(1) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの	
2019 年 5 月 16 日開催の第 1 期定時株主総会決議による配当に関する事項	
・ 配当金の総額	— 円
・ 1 株当たり配当金	— 円
・ 基準日	—
・ 効力発生日	—

一株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たりの純資産額	30,763 円 72 銭
2. 1 株当たりの当期純利益	20,763 円 72 銭